【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（営業保証金の額）

**第十五条の十二**　法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第二種金融商品取引業を行う個人　千万円

二　投資助言・代理業のみを行う者　五百万円

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（営業保証金の額）

**第十五条の十二**　法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第二種金融商品取引業を行う個人　千万円

二　投資助言・代理業のみを行う者　五百万円

（改正前）

（新設）